

TOPICS 01

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります

10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化の内容についてお知らせします。※対象児童の年齢はすべて4月1日時点での年齢です。ただし、※1については異なります。



幼稚園、保育所、認定こども園などを利用している場合

対象児童 3歳から5歳までの児童

利用料 無償化されます。

※1 幼稚園・認定こども園の「教育の部分」を利用している児童については、**満3歳を迎えた月**から月額25,700円を上限に無償化されます。

対象児童 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童

利用料 無償化されます。

注意事項

- a. 通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。
- b. 食材料費（副食費）の負担については、後日、お知らせします。

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係

☎44-1111（内線1151）

幼稚園の預かり保育を利用している場合



対象児童 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳から5歳までの児童

利用料 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**最大月額11,300円までの範囲**で預かり保育の利用料が無償化されます。

注意事項

無償化の対象となるためには、現在通われている幼稚園を通して、市から**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。保育の必要性の認定については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係

☎44-1111（内線1151）

認可外保育施設などを利用している場合

対象児童 認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童

利用料 月額37,000円まで無償化されます。

対象児童 認可保育所、認定こども園などを利用できていない0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童

利用料 月額42,000円まで無償化されます。

注意事項

- a. 通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- b. 無償化の対象となるためには、市から**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。

対象となる施設・事業

県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係

☎44-1111（内線1151）

障がい児の発達支援を利用する場合

対象児童 3歳から5歳までの障がいのある児童

利用料 児童発達支援・保育所等訪問支援などの利用者負担が無償化されます。

注意事項

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。ご利用の障害児サービス事業所で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

●問合せ／福祉課 障がい支援係

☎44-1111（内線1153・1154）



未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます！

給付金

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親で支給要件を満たす方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。



支給額 17,500円

申請期限 12月20日(金)

支給時期 令和2年1月に支給（予定）

支給要件

●支給対象者／次のすべての要件を満たす方が対象です。

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方

③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（令和元年10月31日）の翌日以降に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

給付金の支給手続き（基本的な流れ）

●申請先

▷子育て健康課子ども支援係（健康センター②番窓口）

▷尾上・碇ヶ関総合支所市民生活課市民係

※令和元年11月分の児童扶養手当を平川市から支給される方が対象です。

※申請時の提出書類は上記窓口に直接、または郵送により提出ください。

※児童扶養手当現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

●申請期限／12月20日(金)

●提出物／①申請書 ②戸籍謄本（抄本）

○児童扶養手当と異なる口座への振り込みを希望される方は次の書類も必要となります。

①本人確認書類／マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券などの写し

②指定した口座が確認できる書類／金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

●原則として、児童扶養手当の令和2年1月の支払日と同日に支給します。※令和2年1月の支払日に支給することができなかった場合は、それ以降随時支給します。

●申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

●基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行つた方で、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失された方や、他の自治体に転出された方は、申請取下げの手続きが必要となります。

※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係

☎44-1111（内線1151）

✓ 現況届の提出をお願いします

【期限】8月30日(金)

提出

「児童手当現況届」

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

書類などは受給者宛に5月下旬に送付しています。書類が届いていない方、紛失した方は再発行しますので、窓口でお申し出ください。

持参する物

- ①印鑑（スタンプ式を除く） ②受給者の健康保険被保険者証の写し
- ③振込先口座が青森銀行尾上支店の方は、店舗統合に伴い店舗番号と口座番号が変更となるため、新口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード、同行より4月下旬頃送付された「新口座番号のお知らせ」）
- ④養育する児童の住所が市外にある方は、別居監護申立書と児童を含む世帯全員の住民票の写し
※別居監護申立書に当該児童のマイナンバーを記入することで、児童を含む世帯全員の住民票の写しの提出を省略することができます。

「児童扶養手当現況届」

「一部支給停止適用除外事由届出書」

児童扶養手当を受給されている方は、引き続き受給できるか確認するための「現況届」を、受給開始から5年を経過するなどの要件に該当する方については、「一部支給停止適用除外事由届出書」（緑色の用紙）を提出しなければなりません。期限内に提出がない場合は、支給額減額または支給停止となることがありますのでご注意ください。

持参する物

- ①印鑑（スタンプ式を除く）
- ※各通知は対象者へ7月中旬に送付しています。該当する事由の添付書類（就業・求職活動・障がい・疾病など）と併せて提出してください。

提出先

○子育て健康課子ども支援係（健康センター内②番窓口）
○尾上総合支所市民生活課市民係

○碇ヶ関総合支所市民生活課市民係 ○葛川支所 ※児童手当現況届のみ

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151）

TOPICS-04

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員を募集します

弘前圏域定住自立圏では、少子高齢化などのさまざまな課題に対応するために、「弘前圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定し、これに基づく取組を進めています。今後、圏域住民の幅広い意見を聴きながら、連携施策の進捗状況の評価や共生ビジョンの改訂などを行っていくため、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員を募集します。

弘前圏域定住自立圏とは

弘前市（中心市）と黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村（周辺市町村）で形成される圏域です。中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ろうとするもので、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる圏域を形成していくことを目指しています。



募集要項

●応募資格／圏域内に居住する満18歳以上の人

※圏域内市町村の議員・職員（退職者含む）、現在圏域内市町村の附属機関の委員になっている人、過去に本懇談会の公募委員であった人を除く。

※年に1～2回程度平日の日中に開催予定の会議に出席できる人（令和元年度は1回を予定）。

●募集人数／2人

●募集期限／8月30日（金）17:00（必着）

●任期／委嘱の日から令和3年3月31日まで

●報酬など／1回の会議出席につき、弘前市の規定に基づく報酬と交通費を支給

●応募方法／次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参、ファクスまたはEメールで提出してください。

①氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号

②「あなたが考えるこれからの弘前圏域での地域活性化について」をテーマにした作文（400字以内）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、弘前市企画課でも配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

●選考・発表 応募書類の記載事項を審査の上、弘前市において選考し、結果を応募者全員に通知します。

●問合せ・提出先

弘前市企画部企画課 地域振興担当

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1

☎26-6348 【FAX】35-7956

【E-mail】kikaku@city.hirosaki.lg.jp

TOPICS-05

空家等を所有または
管理している皆様へ

空家等の適切な管理をお願いします

個人財産である空家等は、所有者等が適切に管理する責任があります。空家等を所有または管理されている方は周辺の環境に悪影響を及ぼさないように、適切に管理していただくようお願いします。

台風などの強風により、空家等が倒壊したり、建築部材の飛散などにより近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合は、その空家等の所有者等は被害者から損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

空家等の所有者等の方は今一度確認し、破損箇所がある場合は早めに修理しましょう。

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、本市では「平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」を施行しています。

✓ 老朽危険空家等解体撤去補助金

市では、老朽化その他の理由により周囲の生活環境に悪影響を及ぼすある空家等の解体除去を自ら行う所有者に対して、その費用の一部を補助する「老朽危険空家等解体撤去補助金」の制度を実施しています。

補助金額は対象経費に2分の1を乗じて得た額、上限額は50万円となっています。補助金の交付を受けるには要件もあり、事前の申請が必要となりますので早めに下記担当まで相談してください。

●問合せ

建設課 都市計画係

☎44-1111（内線2226）



第27回青森県民駅伝競走大会 平川市代表選手決定!

おしゃらせ

県内40市町村の代表選手が郷土の誇りをかけてタスキをつなぐ駅伝大会が9月1日(日)に開催されます。青森県民駅伝平川市実行委員会では、選手の発掘、育成強化に努め、上位進出のために練習を重ねてまいりました。このたび、登録選手18人が決定しました。この18人の中から当日走る正選手9人を選抜し、大会に臨みます。現地での応援、テレビの前でのご声援よろしくお願いします！

区分	氏名	所属(学年)
高校生以上 男子	佐藤 真	陸上自衛隊青森
	竹内 康寛	(株)DO ハマダ海産
	栗林 夕介	(有)佐々木工業
	齋藤 孝太	社会福祉法人 三笠苑
	成田 桜	東奥義塾高校 2年
	長内 大地	黒石商業高校 1年
中学生男子	西谷 陽	尾上中学校 3年
	伊藤 翔矢	平賀西中学校 2年
	葛西 翔太	平賀東中学校 3年
	一戸 啓	平賀東中学校 2年
	松田 隼弥	猿賀小学校 6年
小学生男子	佐藤 繼信	小和森小学校 5年
	佐々木 萌那	青森山田高校 2年
	佐々木 紗那	碇ヶ関中学校 3年
	加藤 琴子	碇ヶ関中学校 2年
中学生以上 女子	今井 香穂	平賀西中学校 2年
	内山 古都	竹館小学校 6年
	伊藤 希々花	柏木小学校 5年



●お問合せ

青森県民駅伝平川市実行委員会事務局（ひらかドーム内）

☎43-0660

Fire station news

消防署 NEWS.

住宅用火災警報器設置が義務化されてから10年が経ち、平川市の設置率は上昇傾向にありますが、県平均には及びません。自分と家族の命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。



平成30年度の統計では、日本全国の設置率は81%で、県内の設置率は77%と全国平均を下回っています。（全国35位）また、平川市の設置率は全国・県内の設置率を下回っていますので、設置率100%を目指しましょう。

▶住宅用火災警報器とは？

住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」によって命を失っています。火事が起きたことに気づかず煙によって視界と呼吸を妨げられ命を落とす・・・。

このような状況を防ぐために全ての住宅に設置が義務付けられているのが住宅用火災警報器です。



▶どこに設置しなければならないの？

火災件数は起きている時間帯が多いですが、死者件数は就寝時間帯が多いのです。そのため、必要最小限で効果が高いとされる寝室に設置することが義務付けられています。また、階段室には煙が集まりやすく、2階で寝ている人にとって唯一の避難経路となるため、寝室が2階にある場合は階段室にも設置が義務付けられています。

▶メンテナンスは必要？

電池式のものは電池または機器交換が必要になります。定期的に作動確認を行いましょう。

▶悪質販売にご注意を！

近年、消防や業者を装った悪質販売に関する問い合わせ、被害報告があがっています。依頼をしていないのに業者が来て点検をしたり、消防が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。怪しいと思った際は、すぐに最寄りの消防署または分署へ相談してください。

大切な家族を守るために、住宅用火災警報器を！

「就寝中に警報音で目を覚まし、家族全員無事に避難できた」、「警報音で異変に気付き、初期消火に成功した」、このような事例の他にも、住宅用火災警報器の奏功事例はたくさんあります。もしものときに大切な家族を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

●お問い合わせ／平川消防署 ☎44-3122
碇ヶ関分署 ☎45-2240

